



Press Release

厚 生 労 働 省 東 京 労 働 局 発 表 平成 28 年 3 月 14 日

担

当

東京労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口 雄一 監察監督官 白浜 弘幸 電話 03-3512-1612

都内127企業が割増賃金33億円を遡及支払しました

- 監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成26年度) -

東京労働局(局長 渡延忠)は、管下18の労働基準監督署(支署)において、時間外・休日及び深夜労働に対する割増賃金の支払が適正に行われていないと疑われる企業に対して監督指導を行い、その結果、平成26年4月から平成27年3月までの1年間(平成26年度)において、100万円以上の遡及支払が行われた企業の状況について、以下のとおり取りまとめました。

《東京労働局における平成26年度の割増賃金遡及支払指導状況(100万円以上)概要》

- 1 <mark>対象企業数 127件(対前年度比 15件減)</mark>
 - 業種別企業数では、商業が36件と最も多く、次いで保健衛生業とその他の事業(情報処理サービス業等)がそれぞれ17件であり、これらの業種で全体の過半数を占めている。
- 2 対象労働者数 120,288人(同 90,623人増)

業種別労働者数では、接客娯楽業が98,564人と突出し、次いで商業が12,454人となっており、この2業種で全体の92%を占めている。

3 遡及支払金額 33億8753万円(同 11億7236万円増)

業種別遡及支払金額は、商業が11億2161万円と最も多く、次いで金融広告業11億2411万円となっており、この2業種で全体の7割弱を占めている。

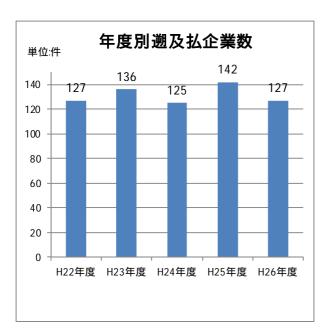
なお、1企業あたりの平均支払金額は2667万円、労働者1人あたりの平均支払額は2万8千円でした。

東京労働局では、この結果を踏まえ、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進するとともに、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の解消に向け、労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を引き続き展開することとしています。

平成26年度 東京労働局における割増賃金遡及支払状況

第1表 対象企業数、労働者数及び支払金額

年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
H22年度	127	9,524	220,290	23.1	1,735
H23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,708
H24年度	125	14,540	176,464	12.1	1,412
H25年度	142	29,665	221,517	7.5	1,560
H26年度	127	120,288	338,753	2.8	2,667





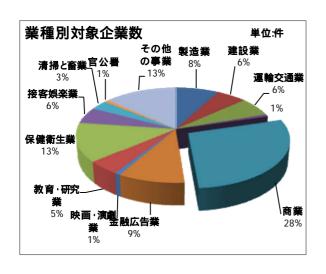


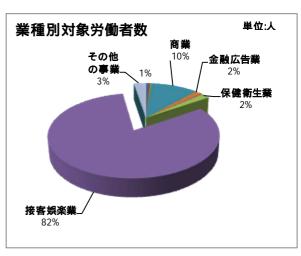
平成22年度以降、企業数は概ね横ばいで推移しているが、対象労働者数及び遡及払金額は平成26年度において大幅に増加した。

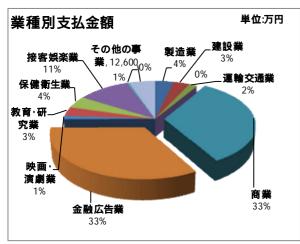
1企業での最高支払額は9億4430万円、次いで6億3024万円であり、これらを含めて支払金額が1,000万円を超えた事案は34件であった。

第2表 業種別の対象企業数、労働者数及び支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均 支払金額 (万円)	企業平均 支払金額(万円)
製造業	10	715	12,502	17.5	1,250.2
建設業	7	411	10,973	26.7	1,567.6
運輸交通業	8	442	5,657	12.8	707.1
貨物取扱業	1	36	105	2.9	105.0
商業	36	12,454	112,161	9.0	3,115.6
金融広告業	12	1,691	112,411	66.5	9,367.6
映画·演劇業	1	91	4,418	48.5	4,418.0
教育·研究業	6	408	11,204	27.5	1,867.3
保健衛生業	17	2,346	14,926	6.4	878.0
接客娯楽業	7	98,564	35,450	0.4	5,064.3
清掃と畜業	4	52	1,414	27.2	353.5
官公署	1	31	136	4.4	136.0
その他の事業	17	3,047	17,396	5.7	1,023.3
合計	127	120,288	338,753	2.8	2,667.3







業種別に見ると、商業が対象企業数としては多いものの、対象労働者数は接客娯楽業が突出しており、支払金額は商業、金融広告業、それ以外の業種で三分されている。

~ 支払金額が高額となった上位3事例~

<事例1> 銀行・信託業

定額で支払う割増賃金の範囲を就業規則等において明記していなかったため、割 増賃金が不払となっていたもの。

【監督署の指導内容】

一部役職者に対し、基本給の一部を割増賃金に相当するとしながら、その旨を就業規則等において明示していなかったため、過去に遡って不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、再発防止策として、基本給に含まれる割増賃金の範囲が就業規則において明記されることにより、労使間における共通認識の形成が図られた。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約 9 億 4000 万円 約 600 人

<事例2> 美容業

割増賃金を定額で支払っていたが、労働時間管理が不適切であったために、定額部分を超える労働時間に対する割増賃金の不払が発生していたもの。

【監督署の指導内容】

割増賃金を定額で支払っていることを理由として、タイムカードから時間外労働時間数を集計していなかったが、実際の時間外労働時間から算定される割増賃金額が、定額払された額を超える額となっていたため、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って時間外労働時間数の算出を行い、不足していた割増賃金を支払うとともに、再発防止のため、時間外労働時間数を適切に集計することとした。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約6億3000万円 約1,000人

<事案3> 接客・娯楽業

労働時間の集計方法が不適切であったために、割増賃金の一部不払が発生していたもの。

【監督署の指導内容】

指紋認証により把握した労働時間を 15 分単位で計算するにあたり、15 分未満の端数を日々一律切り捨てて計算していたもの。

過去の勤務状況を遡って調査するとともに、切り捨てられた時間に対する割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

過去に遡って不足していた割増賃金を支払うとともに、再発防止のため、賃金計算方法を変更し、社内への周知を図った。

【遡及支払額及び対象労働者数】

約3億3000万円 約98,000人